

中核市保健所長 様

長野県健康福祉部長
(公 印 省 略)

医療法人制度に関する通知について (通知)

このことについて、下記のとおり厚生労働省から通知がありました。
ついては、通知の内容について御了知いただくとともに、貴管下の医療法人への周知をお願いします。
なお、保健福祉事務所及び関係団体の長あて別添のとおり通知しました。

記

- 1 「医療法人の附帯業務について」の一部改正について (令和 6 年 3 月 29 日付け医政発 0329 第 51 号厚生労働省医政局長通知)

【概要】

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 (令和 4 年法律第 52 号) 及び児童福祉法等の一部を改正する法律 (令和 4 年法律第 66 号) の施行に伴い、医療法人が行うことができる附帯業務を定めている標記通知を一部改正した旨周知するもの。

- 2 社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人が満たすべき要件 (社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の 80/100 を超えること) における令和 6 年度以降の新型コロナワクチン接種に係る収入金額の取扱いについて (令和 6 年 3 月 29 日付け厚生労働省医政局医療経営支援課事務連絡)

【概要】

新型コロナワクチン接種の予防接種法上の位置づけが令和 6 年 4 月 1 日より変更されたことに伴い、社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人が満たすべき要件の一つとして定められている「予防接種に係る収入金額」の取扱いを変更したこと等について周知するもの。

- 3 「社会医療法人の認定について」の一部改正について (令和 6 年 3 月 30 日付け医政発 0330 第 8 号厚生労働省医政局通知)

【概要】

社会医療法人の認定要件の一つである救急医療等確保事業に「新興感染症発生・まん延時における医療の確保に必要な事業」が追加されたことに伴い、社会医療法人の認定に係る審査事務の取扱い等を定めている標記通知を一部改正した旨周知するもの。

(問合せ先)

担 当 医療政策課 企画管理係 浅川
電 話 026-235-7145 (直通)
E-mail iryo@pref.nagano.lg.jp